

(平成22年9月29日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認函館地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人の平成10年6月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成10年6月から11年3月まで

結婚のため退職し、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、毎月、同区役所で納めていた。平成11年4月に夫の転勤に伴いC市へ転居し、同年4月21日に国民年金第3号被保険者に該当した旨の届出は夫の会社を通じて行った。証明できる資料は無いが、国民年金保険料を納めていた記憶が確かにあるので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成10年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失後、A市B区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、毎月、同区役所で納付したとしているところ、オンライン記録から、申立人の国民年金は、C市において婚姻後の氏名により加入手続が行われたことが確認できることを踏まえると、申立期間の保険料をA市B区役所で納付したとは考え難い。

また、A市国民年金被保険者名簿には申立人に該当する記録が無い上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 18 年 3 月 18 日から 22 年 6 月ころまで

A社B事務所に採用する旨の通知及び昭和 22 年 6 月までの期間において給与を支給し退職させる旨の通知等により同事業所に在籍していたことが確認できるが、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻から提出された、A社C部D課長、同社E部長及び同社F室から申立人へ送付された文書等の内容から判断すると、申立人が申立期間において、A社B事務所の工員として在籍していたことが認められる。

しかしながら、申立期間当時、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用範囲は「内地」である現在の日本国内に限られており、「外地」であるG国に所在したA社B事務所については、同法の適用対象外であったことが確認できる。

一方、当時の外地法人に勤務する者の取扱いによると、従前の日本国内での使用関係を存続し、給与も同じ国内の事業所から支払いを受けるという措置が講じられている場合においては、労働者年金保険法及び厚生年金保険法の適用区域外である外地に転勤した場合においても、引き続き被保険者として取り扱うことに支障は無いとされていたところ、A社は、労働

者年金保険法施行により昭和 17 年 6 月 1 日から同保険の適用事業所に該当していることが確認できることから、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を確認したものの、申立人の氏名は記載されておらず、日本国内において被保険者とされていた形跡は見当たらない。

また、A社は昭和 28 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の商業登記の記録も確認できないことから当時の役員を特定することができない上、同社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿において、申立期間に被保険者記録が確認できる者についても所在不明であり、申立人の妻等は同僚の氏名は不明としていることから、申立期間における申立人の労働者年金保険及び厚生年金保険の適用状況、保険料控除に関する関係者の供述を得ることはできない。

さらに、申立期間に係る給与の送金に関する資料が申立人の妻から提出されたが、送金された俸給額は確認できるものの、当該俸給から労働者年金保険料及び厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 29 年 11 月 1 日から 30 年 7 月 30 日まで
② 昭和 30 年 10 月 6 日から 35 年 4 月 6 日まで
年金記録を確認したところ、両申立期間について、脱退手当金を受給しているとのことだったが、私は、脱退手当金を請求した記憶は無く、受給した記憶も無い。両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の押印がされているとともに、被保険者台帳には脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は、昭和 36 年 9 月 29 日に脱退手当金支給決定後の同年 10 月 18 日に別の事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得しているが、その厚生年金保険被保険者記号番号は、申立期間当時とは別の記号番号が新たに付番されていることが確認でき、脱退手当金を受給したために記号番号が異なっているものと考えるのが自然である。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 3 月 9 日から 42 年 3 月 21 日まで
社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、A社（現在は、B社）C支店に勤務していた期間について、脱退手当金を受給しているとの回答をもらった。申立期間当時は、脱退手当金という制度を知らず、また、請求したことも無いにもかかわらず、脱退手当金を受給したとされていることは納得できないので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日である昭和 42 年 3 月 21 日の前後 2 年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性 4 人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む 3 人について脱退手当金の支給記録があり、いずれも資格喪失日から 6 か月以内に脱退手当金の支給決定がなされていることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無い上、厚生年金保険被保険者資格の喪失日から約 2 か月後の昭和 42 年 5 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。